

貯水槽水道とは

皆さんが毎日使っている水道は、「水道法」という法律でいろいろ定められています。貯水槽水道は、水道法で次のように定められています。

水道事業^{※1}の用に供する水道及び専用水道^{※2}以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
(水道法第14条第2項第5号)

易しく言い換えますと、貯水槽水道は、「水道事業者の水道水を、いったん受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水などとして給水する施設」のことです。

貯水槽水道は、受水槽の有効容量^{※3}により「簡易専用水道」といわゆる「小規模貯水槽水道」とに分けられます。この2つは、次のような違いがあります。

	簡易専用水道	小規模貯水槽水道
定義	貯水槽水道のうち、水道事業者の水道水を受ける受水槽の有効容量が10m ³ を超えるもの。	左記以外の貯水槽水道(受水槽の有効容量が10m ³ 以下のもの。)
管理等の実施根拠	・水道法第34条の2 ・水道法施行規則第55条、第56条	・岡山県小規模貯水槽水道指導要領 ・水道事業者の供給規定
管理等の内容	(1) 水槽の掃除(1年以内ごとに1回) (2) 水槽の点検など必要な措置 (3) 給水栓水 ^{※4} の異常発見時の水質検査 (4) 給水する水が人の健康を害する恐れがある場合の給水停止等 (5) 検査機関による定期検査の受検(1年以内ごとに1回)	左記(1)～(4) (5) (1)～(4)の管理に関する検査(1年以内ごとに1回)
罰則	・水道法第54条第8号等	ない

※1 水道事業 …… 一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものは除きます。
市の水道局などが行っている事業が該当します。

※2 専用水道 …… 「社宅等における自家用の水道」や「水道事業の用に供する水道以外の水道」で、社宅等で101人以上の住民に居住に必要な水を供給したり、学校や病院等で1日最大給水量が20m³を超えて水を供給したりする水道をいいます。

※3 有効容量 …… 受水槽において適正に利用可能な容量をいい、受水槽の最高水位と最低水位との間に蓄えられる水の量をいいます。
受水槽を経由することなく、直接高置水槽に受水するものにあつては、この高置水槽を受水槽とみなします。

※4 給水栓水 …… 蛇口から出る水のことでです。